

岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施事業者の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の5に基づき、岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条の総合事業の実施事業者（以下「第1号事業者」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

(指定事業者の指定の申請)

第3条 第1号事業者の指定の申請は、指定介護予防・日常生活支援総合事業事業所指定申請書（第1号様式）により行うものとする。

(指定事業者の指定)

第4条 前条に規定する申請があった場合は、法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 施行規則第140条の63の7の規定による指定第1号事業者の指定の有効期間は、6年とする。ただし、指定を受けた者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受けている場合については、当該指定訪問介護事業者、当該指定通所介護事業者又は当該指定地域密着型通所介護事業者の指定の有効期間の満了の日までの期間とする。

(指定の拒否)

第5条 前条第1項に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定すること

により、岡崎市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合又はその他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

(変更の届出等)

第6条 指定の申請事項の変更の届出にあつては変更後10日以内に指定介護予防・日常生活支援総合事業事業所変更届出書(第5号の3様式)により、事業の廃止又は休止の届出にあつては廃止又は休止の1月前までに廃止・休止届出書(第7号様式)により、再開の届出にあつては再開後10日以内に再開届出書(第6号様式)により、それぞれ行うものとする。

(指定の更新)

第7条 第2条第1項及び同条第2項に規定する指定事業者の指定の更新は、指定介護予防・日常生活支援総合事業事業所指定更新申請書(第2号様式)により行うものとし、指定の更新をすることを決定したときは当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第8条 第3条から前条までの規定による指定又は届出の受理(以下指定等という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定年月日
- (4) 介護保険事業所番号

(指定の基準)

第9条 指定事業者は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

- (1) 予防専門型訪問サービス

岡崎市予防専門型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
要綱

- (2) 生活支援型訪問サービス

岡崎市生活支援型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める

要綱

(3) 予防専門型通所サービス

岡崎市予防専門型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める

要綱

(要綱の見直し)

第10条 この要綱は、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、総合事業実施事業者の指定に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においてもすることができる。